

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○知事の所掌事務に係る公文書の管理に関する規則の一部を改正する規則 (法制文書課)	1
○危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則..... (危機対策課)	1
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (循環型社会推進課)	1
○行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則の一部を改正する規則..... (福祉援護課)	3
○障害者自立支援法等の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則 (障がい者保健福祉課)	3
○北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則 (人材育成課)	5
○北海道家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則..... (畜産振興課)	6
○養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則..... (畜産振興課)	6
○北海道みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則..... (畜産振興課)	8
○北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則..... (空港活性化推進室)	9
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則..... (住宅課)	10
○北海道財務規則の一部を改正する規則..... (出納局総務課)	10

訓 令

○北海道文書管理規程の一部を改正する訓令..... (法制文書課)	12
-----------------------------------	----

規 則

知事の所掌事務に係る公文書の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第41号

知事の所掌事務に係る公文書の管理に関する規則の一部を改正する規則
知事の所掌事務に係る公文書の管理に関する規則（平成10年北海道規則第46号）の一部を次のように改正する。
第7条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

本庁等の職員は、当該本庁等における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該本庁等の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、公文書を作成しなければならない。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第42号

危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

危険物の規制に関する規則（昭和34年北海道規則第150号）の一部を次のように改正する。
別記第5号様式（裏）中「第35条の3第2項又は」を「第35条の3第2項及び」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第43号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成6年北海道規則第20号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式（第3面）及び別記第7号様式（第2面）中

「

法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号ちに規定する未成年者である場合）		
（ふりがな） 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所

」

を

「

法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）			
（個人である場合）			
（ふりがな）氏名	生年月日	本住	籍所
（法人である場合）			
（ふりがな）法人の名称		住	所
（ふりがな）役員の氏名	生年月日	本住	籍所
	役職名・呼称		

」

に改める。
別記第8号様式中

「

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
-----------------	--

」

を

「

一般廃棄物処理施設の名称	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	

」

に改める。
別記第13号様式（第2面）及び別記第15号様式（裏）中

「

法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）		
（ふりがな）氏名	生年月日	本住 籍所

」

を

「

法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）		
（個人である場合）		
（ふりがな）氏名	生年月日	本住 籍所
（法人である場合）		
（ふりがな）法人の名称		住 所
（ふりがな）役員の氏名	生年月日	本住 籍所
	役職名・呼称	

」

に改める。

別記第25号様式の2備考4(2)の事項に次のように加える。

オ 他の法令の規定により他人の一般廃棄物の処理を業として行う者であることを示す書類

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第44号

行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則の一部を改正する規則

行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則（昭和34年北海道規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条中「総合振興局長又は振興局長」を「知事」に改める。

第3条第2項中「総合振興局長又は振興局長」を「知事」に改め、同条第3項を削る。

第4条中「添え、正副2通を総合振興局長又は振興局長」を「添えて、知事」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にされている申請でこの規則の施行の日において当該申請に係る事務を行うべき者が異なることとなるものの処理については、この規則による改正後の行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

障害者自立支援法等の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第45号

障害者自立支援法等の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

（北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則（平成21年北海道規則第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第2号クを次のように改める。

ク 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設、同条第26項に規定する地域活動支援センター及び同条第27項に規定する福祉ホーム

（北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部改正）

第2条 北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則（昭和38年北海道規則第143号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第6号及び第7条の3第5号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（北海道病院事業条例施行規則の一部改正）

第3条 北海道病院事業条例施行規則（昭和43年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項及び第10条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正）

第4条 北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2収益の事項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則の一部改正）

第5条 北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則（平成5年北海道規則第25号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

（北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第6条 北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則（平成18年北海道規則第135号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）」に、「又は障害者自立支援法」を「又は障害者総合支援法」に、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

附則第3項中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部

改正)

第7条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成18年北海道規則第84号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第7条中「障害者自立支援法に基づく業務管理体制に係る届出書（整備又は区分の変更）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく業務管理体制に係る届出書（整備又は区分の変更）」に改める。

第8条中「障害者自立支援法に基づく業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）」に改める。

別記第1号様式から別記第4号様式までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別記第5号様式中

「障害者自立支援法に基づく業務管理体制に係る届出書（整備又は区分の変更）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく業務管理体制に係る届出書（整備又は区分の変更）」に、

5 障害者自立支援法施行規則第34条の28第1項第2号から第4号まで及び第34条の62第1項第2号から第4号までに掲げる事項	第2号	法令遵守責任者の氏名（フリガナ）	生年月日
			年 月 日
	第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	
	第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要	

を

5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する	第2号	法令遵守責任者の氏名（フリガナ）	生年月日
			年 月 日

ための法律施行規則第34条の28第1項第2号から第4号まで又は第34条の62第1項第2号から第4号までに掲げる事項	第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
	第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要

に改め、同様式末尾欄外備考6の事項中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に、「及び第34条の62第1項第2号」を「又は第34条の62第1項第2号」に、「並びに」を「又は」に改め、同事項(1)中「及び第34条の62第1項第3号」を「又は第34条の62第1項第3号」に改め、同事項(2)中「及び第34条の62第1項第4号」を「又は第34条の62第1項第4号」に改める。

別記第6号様式中

「障害者自立支援法に基づく業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）」に改める。
（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正）

第8条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和44年北海道規則第92号）の一部を次のように改正する。

第17条の2及び第17条の3を削る。

第19条第8号を削り、同条を第20条とする。

第18条を第19条とする。

第17条の4中「別記第26号様式」を「別記第24号様式」に改め、同条を第18条とする。
別記第23号様式⑥の事項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別記第24号様式及び第25号様式を削る。

別記第26号様式中「（第17条の4関係）」を「（第18条関係）」に改め、同様式を別記第24号様式とする。

（北海道立児童福祉施設条例施行規則の一部改正）

第9条 北海道立児童福祉施設条例施行規則（昭和63年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第6条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（北海道障害者介護給付費等不服審査会規則の一部改正）

第10条 北海道障害者介護給付費等不服審査会規則（平成18年北海道規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第4条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（障害者自立支援法施行細則の一部改正）

第11条 障害者自立支援法施行細則（平成18年北海道規則第70号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

第1条中「障害者自立支援法（）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（）」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第6条第1項を削り、同条第2項中「第1条第3号」を「第1条の2第3号」に改め、同項を同条とする。

第11条第2項中「第43条の4第1項」を「第43条の7第1項」に改め、同条第3項中「第43条の4第2項」を「第43条の7第2項」に改める。

別記第1号様式中「育成医療・」を削り、「身体障害者手帳番号・精神障害者保健福祉手帳番号」を「精神障害者保健福祉手帳番号」に改める。

別記第2号様式（その1）を削り、同様式中「（その2）」を削る。

別記第3号様式中「自立支援医療受給者証記載事項変更届（育成医療・精神通院医療）」を「自立支援医療受給者証記載事項変更届（身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳番号）」に、「精神障害者保健福祉手帳番号」に改める。

別記第4号様式中「自立支援医療受給者証再交付申請書（育成医療・精神通院医療）」を「自立支援医療受給者証再交付申請書（身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳番号）」に改める。

別記第5号様式から別記第7号様式までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別記第8号様式及び別記第9号様式中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

別記第10号様式及び別記第11号様式中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別記第12号様式中「障害者福祉サービス事業等廃止（休止）届」を「障害福祉サービス事業等廃止（休止）届」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別記第13号様式中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別記第14号様式中「障害者自立支援法施行令第43条の4第1項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の7第1項」に改める。

別記第15号様式中「障害者自立支援法施行令第43条の4第2項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の7第2項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第46号

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則（昭和38年北海道規則第142号）の一部を次のように改正する。

第2条中第16号を第17号とし、第10号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項に規定する児童扶養手当を受けている同項に規定する児童の父である者のうち、当該児童が同項第2号に該当することとなった日の翌日から起算して3年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをした者

別記第1号様式中「第16号」の次に「・第17号」を加える。

別記第3号様式一般職場適応訓練委託契約書第10条第2項及び別記第3号様式の2職場実習委託契約書第10条第2項中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第3号様式及び別記第3号様式の2の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則（以下「改正後の規則」という。）第2条第10号の規定は、平成25年3月1日から適用する。

3 改正後の規則別記第3号様式及び別記第3号様式の2の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

北海道家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第47号

北海道家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道家畜保健衛生所条例施行規則（昭和26年北海道規則第220号）の一部を次のように改正する。

別表中

総合病性 検定	6,370円
------------	--------

病性究明のため必要とする総合的な検査を行うことをいう。

を

特殊遺伝 子学的検 査	5,570円	被検材料について、リアルタイムPCR法による複雑な検査を行うことをいう。
総合病性 検定	6,370円	病性究明のため必要とする総合的な検査を行うことをいう。
特殊血清・ 遺伝子学 的検査	3,690円	牛のヨーネ病の診断のため、被検材料について、予備的抗体検出法及びリアルタイムPCR法による検査を行うことをいう。

に改め、同

表の備考4の事項を次のように改める。

4 被検材料が家畜である場合であって、病理解剖検査、総合病性検定又は特殊血清・遺伝子学的検査を受けようとするときは、大家畜にあつては1頭、中家畜に

あつては3頭、小家畜にあつては5頭（羽）ごとを1件とする。

別表の備考に次の2事項を加える。

5 被検材料が飼料、敷料、堆肥その他の環境材料である場合は、一の検体につき1種目ごとを1件とする。

6 特殊血清・遺伝子学的検査については、予備的抗体検出法による検査の反応が陽性である場合に限り、リアルタイムPCR法による検査を行うものとする。

別記第2号様式中「材料の種類」の次に「及び数」を加え、

3 被検材料の検体数
4 検定又は診断の場所

を

3 検定又は診断の場所
備考 「2 材料の種類及び数」の欄は、被検材料の種類を記入するとともに、病理解剖検査、総合病性検定又は特殊血清・遺伝子学的検査を受けようとする場合にあっては家畜の頭数を、被検材料が環境材料である場合にあっては検体数を、その他の場合にあっては被検材料の数をそれぞれ記入してください。

に改める。

別記第4号様式中

3 被検材料の検体数

を

3 被検材料の数
備考 「3 被検材料の数」の欄は、病理解剖検査、総合病性検定又は特殊血清・遺伝子学的検査の証明書の交付を受けようとする場合にあっては家畜の頭数を、被検材料が環境材料である場合にあっては検体数を、その他の場合にあっては被検材料の数をそれぞれ記入してください。

に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第48号

養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則

養ほう振興法施行細則（昭和32年北海道規則第50号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

養蜂振興法施行細則

第1条を次のように改める。

（蜜蜂の飼育の届出）

第1条 養蜂振興法（昭和30年法律第180号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による蜜蜂の飼育の届出及び同条第3項の規定による変更の届出は、別記第1号様式の届出書によるものとする。

第2条中「養ほう振興法施行規則」を「養蜂振興法施行規則」に、「の規定による」を「に規定する」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（身分を示す証明書の様式）

第3条 法第9条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記第3号様式によるものとする。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第1条関係）

蜜蜂飼育届出書・蜜蜂飼育変更届出書

年 月 日

北海道知事 様

現住所

電話番号

氏名又は名称及び代表者氏名 ㊞

養蜂振興法第3条第1項（第3項）の規定により、次のとおり蜜蜂の飼育（蜜蜂の飼育の変更）について届け出ます。

記

1 年 月 日現在蜜蜂飼育状況

飼 育 場 所	飼 育 蜂 群 数

2 年蜜蜂飼育計画

番 号	飼 育 場 所	飼 育 予 定 最大計画蜂群数	飼 育 期 間
1			1月1日から 月 日まで

2		月 日から 月 日まで
3		月 日から12月31日まで

3 届出事項の変更

従来の届出の内容	変更した内容	変更の理由	変更日	番号
			月 日	
			月 日	

- 注 1 氏名又は代表者氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
- 2 電話番号は、できるだけ常時連絡が取れる携帯電話の番号としてください。
- 3 飼育計画は、1月1日から12月31日までの期間について記入してください。
- 4 飼育場所は、字、番地まで記入してください。
- 5 本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用します。
- 6 本届出書を蜜蜂飼育変更届出書として使用する場合は、「1 年 月 日現在蜜蜂飼育状況」の欄及び「2 年蜜蜂飼育計画」の欄の記入は不要です。
- なお、蜜蜂飼育計画を変更する場合には、「3 届出事項の変更」の「番号」の欄に、当初の届出書の蜜蜂飼育計画に記載されている番号を記入してください。
- 7 届出書には、蜂群設置場所図面その他の知事が定める必要な書類を添付してください。
- 8 用紙は、日本工業規格A4とする。

別記第2号様式中「みつばち転飼許可申請書」を「蜜蜂転飼許可申請書」に、
「本籍地 」「現住所 」「現住所 」「通信連絡場所 」「通信連絡場所」 電話番号 」「

め、同様式の表を次のように改める。

転飼しようとする場所	左の土地所有者等の住所及び氏名	最大計画蜂群数	転 飼 期 間	飼養管理者の住所及び氏名	備 考
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		

			月 日から 月 日まで		
--	--	--	----------------	--	--

別記第2号様式末尾欄外注中3の事項を6の事項とし、同末尾欄外注2の事項中「記入すること」を「記入してください」に改め、同事項を同末尾欄外注3の事項とし、同事項の次に次の2事項を加える。

- 4 本申請に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用します。
- 5 申請書には、蜂群設置場所図面その他の知事が定める必要な書類を添付してください。

別記第2号様式末尾欄外注1の事項の次に次の1事項を加える。

- 2 電話番号は、できるだけ常時連絡が取れる携帯電話の番号としてください。

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

別記第3号様式（第3条関係）

（表）

第 号	
写 真	所属 職 氏名
	年 月 日生
身 分 証 明 書	
上記の者は、養蜂振興法第9条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明します。	
年 月 日	
北海道知事 印	

縦 9センチメートル
横 6センチメートル

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の養ほう振興法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の養蜂振興法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

（裏）

養蜂振興法（抜粋） （報告及び立入検査）
第9条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

北海道みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第49号

北海道みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則

北海道みつばち転飼条例施行規則（昭和32年北海道規則第61号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道蜜蜂転飼条例施行規則

第1条中「北海道みつばち転飼条例」を「北海道蜜蜂転飼条例」に、「みつばちの」を「蜜蜂の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第3条第1項の規定による許可を受けた者（次条において「許可転飼者」という。）は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、改めて同項の規定による許可を受けなければならない。この場合において、前項の規定の適用については、同項中「申請は、その場所において蜜蜂の飼育を始める日の1箇月前までに」とあるのは、「申請は」とする。

- (1) 蜂群数
- (2) 転飼の場所
- (3) 転飼の期間

第2条及び第3条を次のように改める。

（許可事項の変更の届出）

第2条 前条第2項の規定にかかわらず、許可転飼者が同項各号に掲げる事項を変更した場合において、事前に条例第3条第1項の規定による許可を受けることができないことにつき緊急やむを得ない事情があると認められるときは、遅滞なく、別記第2号様式によりその旨を知事に届け出ることをもって足りる。

2 許可転飼者は、前条第1項の申請書に記載した事項（同条第2項各号に掲げる事項を除く。）に変更があったときは、遅滞なく、別記第2号様式によりその旨を知事に届け出なければならない。

（許可証の様式等）

第3条 条例第4条第1項の許可証は、別記第3号様式によるものとし、1件につき1枚を交付するものとする。

別記第1号様式中「みつばち転飼許可申請書」を「蜜蜂転飼許可申請書」に、
「本籍地」「現住所」を「現住所」を通信連絡場所に、「北海道みつばち転飼条例」を「北海道通信連絡場所」電話番号

「蜜蜂転飼条例」に改め、同様式の表を次のように改める。

転飼しようとする場所	左の土地所有者等の住所及び氏名	最大計画蜂群数	転飼期間	飼養管理者の住所及び氏名	備考
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		

別記第1号様式末尾欄外注中3の事項を5の事項とし、同末尾欄外注2の事項中「記入すること」を「記入してください」に改め、同事項を同末尾欄外注3の事項とし、同事項の次に次の1事項を加える。

4 申請書には、蜂群設置場所図面その他の知事が定める必要な書類を添付してください。

別記第1号様式末尾欄外注1の事項の次に次の1事項を加える。

2 電話番号は、できるだけ常時連絡が取れる携帯電話の番号としてください。

別記第3号様式を削る。

別記第2号様式中「第2条」を「第3条」に、「みつばち転飼許可証」を「蜜蜂転飼許可証」に、「ほう群数」を「蜂群数」に改め、同様式を別記第3号様式とし、別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

別記第2号様式（第2条関係）

蜜蜂転飼許可変更届

年 月 日

北海道知事 様

現住所

通信連絡場所

電話番号

氏名又は名称及び代表者氏名 ㊞

北海道蜜蜂転飼条例施行規則第2条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 変更の理由

2 変更届に係る許可の状況及び変更内容

(1) 転飼許可の番号

年 第 号

(2) 変更した事項

ア 従来の許可の内容

イ 変更した内容

(3) 変更年月日

年 月 日

注1 氏名又は代表者氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。

2 電話番号は、できるだけ常時連絡が取れる携帯電話の番号としてください。

3 転飼の場所を変更した場合は、字、番地まで記載してください。

4 変更届には、条例第4条第1項の許可証その他の知事が定める必要な書類を添付してください。

5 用紙は、日本工業規格A4とする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道みつばち転飼条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道蜜蜂転飼条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第50号

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則

北海道空港条例施行規則（昭和50年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の事項の表着陸料の項中「1,000円で」を「950円で」に、「1,400円」を「1,380円」に、「1,550円」を「1,650円」に、「1,650円」を「1,800円」に改め、別表第2の2の事項の表着陸料の項中「1,050円で」を「892円50銭で」に、「1,470円」を「1,396円50銭」に、「1,627円50銭」を「1,732円50銭」に、「1,732円50銭」を「1,890円」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第51号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「3,500円」を「4,800円」に改める。

別表第1の1の表道公営住宅の部札幌市の項中「5,490」を「5,475」に改め、同部北広島市の項中「1,449」を「1,407」に改め、同部留萌市の項中「267」を「296」に改め、同部網走市の項中「444」を「472」に改め、同部釧路市の項中「968」を「990」に改め、別表第1の2の表駐車場の部留萌市の項中「269」を「298」に改め、同部網走市の項中「441」を「469」に改め、同部釧路市の項中「698」を「720」に改め、同表集会所の部留萌市の項中「2」を「3」に改め、同部網走市の項中「1」を「2」に改め、同部釧路市の項中「4」を「5」に改める。

別表第2第1号イ中「3,500円」を「4,800円」に改め、同号ウ中「3,500円」を「4,800円」に、「3,500+」を「4,800+」に、「3,500）」を「4,800）」に改める。

別表第4札幌市の部豊平団地駐車場の項及び白樺団地駐車場の項中「4,510円」を「5,070円」に改め、同部円山団地駐車場の項、真駒内A団地駐車場の項、真駒内B団地駐車場の項、真駒内C団地駐車場の項、真駒内D団地駐車場の項、真駒内E団地駐車場の項、真駒内F団地駐車場の項、真駒内G団地駐車場の項、真駒内H団地駐車場の項、山の手団地駐車場の項、豊平公園団地駐車場の項及び光星第4団地駐車場の項中「5,090円」を「5,630円」に改め、同表留萌市の部中

「	<table><tr><td>野本中央団地駐車場</td><td>2,970円</td></tr></table>	野本中央団地駐車場	2,970円	」を		
野本中央団地駐車場	2,970円					
「	<table><tr><td>野本中央団地駐車場</td><td>2,970円</td></tr><tr><td>サンセット留萌団地駐車場</td><td>2,970円</td></tr></table>	野本中央団地駐車場	2,970円	サンセット留萌団地駐車場	2,970円	」に改め、同表釧路市の部中
野本中央団地駐車場	2,970円					
サンセット留萌団地駐車場	2,970円					
「	<table><tr><td>ことぶき団地駐車場</td><td>3,880円</td></tr></table>	ことぶき団地駐車場	3,880円	」を		
ことぶき団地駐車場	3,880円					
「	<table><tr><td>ことぶき団地駐車場</td><td>3,880円</td></tr><tr><td>川北団地駐車場</td><td>2,970円</td></tr></table>	ことぶき団地駐車場	3,880円	川北団地駐車場	2,970円	」に改める。
ことぶき団地駐車場	3,880円					
川北団地駐車場	2,970円					

平成25年3月29日（金曜日）

北 海 道 公 報

号外第8号 10

別記第3号様式（裏）中「場合であって道営住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、勧告を行い、勧告に従わない場合には」を「場合には、」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第16条第2項並びに別表第2第1号イ及びウの改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、同年6月1日から施行する。（経過措置）
- 前項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）前にこの規則による改正前の北海道営住宅条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定によりなされた一部施行日以後の北海道営住宅条例施行規則第16条第1項に規定する家賃等の減免に係る申請は、この規則による改正後の北海道営住宅条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定によりなされたものとみなす。
- 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に旧規則別表第2第1号イ、第2号（同表第1号イに係る部分に限る。）又は第3号（同表第1号イに係る部分に限る。）に係る家賃等の減免を受けている入居者が、一部施行日以後も継続して新規則別表第2第1号イ、第2号（同表第1号イに係る部分に限る。）又は第3号（同表第1号イに係る部分に限る。）に係る家賃等の減免を受ける場合にあっては、当該入居者に対する一部施行日から平成26年3月31日までの間における新規則第16条第1項の規定の適用については、新規則別表第2第1号イ中「4,800円」とあるのは、「4,200円」とする。
- この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第52号

北海道財務規則の一部を改正する規則

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「（総合政策部地域行政局市町村課長の職にある者に限る。以下同じ。）」を削る。

第3条第1項の表出納局の項、出納局総務課の項及び出納局集中業務室審査課の項を削り、同条第2項中「前項の出納員のうち」を削る。

第4条第1項中「出納局長」を「出納局次長」に改め、同条第2項中「出納局長」を「出納局次長」に、「出納局次長」を「出納局総務課長」に改める。

第12条第1項第8号中「出納局長」を「総務部長」に改める。

第14条第4号中「過誤納金」を「第47条第3項に規定する過誤納金」に改め、同条第6号及び第8号中「次条第2号」を「次条第3号」に改める。

第14条の2第1号中「審査課長」を「審査第一課長、審査第二課長」に改める。

第16条第2号中「出納局長及び審査課長」を「集中業務室長及び審査第一課長又は審査第二課長」に、「出納局長及び出納局総務課長」を「出納局次長及び財務指導課長」に改め、同条第3号中「出納局長」を「出納局次長」に、「審査課長（別表第2第2号に係る場合にあっては、出納局総務課長）」を「財務指導課長」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 集中業務室長 審査第一課長又は審査第二課長

第119条第2項中「除権判決」を「除権決定」に改める。

第147条第2号中「、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであり」を削る。

第173条の2第1項中「年5.8パーセント（当該財産の譲渡を受ける者が国、他の地方公共団体その他公共団体であって、かつ、当該財産を営利又は収益を目的としない用途に供する場合にあっては、年4.8パーセント）の」を「基準日（各年の4月1日から6月30日までに契約をするときは当該年の3月31日、各年の7月1日から9月30日までに契約をするときは当該年の6月30日、各年の10月1日から12月31日までに契約をするときは当該年の9月30日、各年の1月1日から3月31日までに契約をするときは当該年の前年の12月31日とする。以下この項において同じ。）における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出した利率による」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 延納期間が3年以内の場合 基準日において適用されている財政融資資金（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第2条の財政融資資金をいう。以下この項において同じ。）の貸付金利（基準日において適用されている財政融資資金の貸付金利が基準日又はそれ以前の日において、改定されることが公表されている場合には、公表された改定後の財政融資資金の貸付金利。以下この項において同じ。）であって、元金均等半年賦償還の方式による貸付期間が5年以内で、かつ、据置期間が最短の貸付金に係る貸付金利に10分の8を乗じ、0.9パーセントを加えた利率（0.1パーセント未満の端数については、これを切り捨てる。）

(2) 延納期間が3年超5年以内の場合 基準日において適用されている財政融資資金の貸付金利であって、元金均等半年賦償還の方式による貸付期間が5年以内で、かつ、据置期間が最短の貸付金に係る貸付金利に、0.9パーセントを加えた利率

(3) 延納期間が5年超10年以内の場合 基準日において適用されている財政融資資金の貸付金利であって、元金均等半年賦償還の方式による貸付期間が9年超10年以内で、かつ、据置期間が最短の貸付金に係る貸付金利に、0.9パーセントを加えた利率

(4) 延納期間が10年超20年以内の場合 基準日において適用されている財政融資資金の貸

付金利であって、元金均等半年賦償還の方式による貸付期間が19年超20年以内で、かつ、据置期間が最短の貸付金に係る貸付金利に、0.9パーセントを加えた利率

(5) 延納期間が20年超30年以内の場合 基準日において適用されている財政融資資金の貸付金利であって、元金均等半年賦償還の方式による貸付期間が29年超30年以内で、かつ、据置期間が最短の貸付金に係る貸付金利に、0.9パーセントを加えた利率

第175条第1項中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

第203条の2第1項第6号中「部」の次に「等」を加え、同項第7号中「指定する部」の次に「等」を加え、同項第8号中「出納局」を「総務部」に改める。

第203条の11第1項、第204条の16及び第205条の16第1項中「出納局長」を「総務部長」に改める。

第205条の20第1項中「、第3号」を「から第3号まで」に改める。

別表第1中	衛生研究所	
	衛生学院	

を「衛生研究所」に改める。

別表第1の2中「衛生学院」を削る。

別表第2の2の項中「出納局長又は出納局総務課長」を「出納局次長又は財務指導課長」に改め、同表の5の項中「補填金」を「補填金」に改め、「以上のもの」の次に「又は重要若しくは異例に属するもの」を加え、「出納局長（1件の金額が2億円以上5億円未満のもの）」を削り、

審査課長（1件の金額が2億円未満のもの）	を	集中業務室長（1件の金額が5億円未満のもので会計管理者の指定するもの） 審査第一課長又は審査第二課長（1件の金額が5億円未満のもので会計管理者の指定するもの）
----------------------	---	--

に改め、同表の6の項中「以上のもの」を「以上（公有財産の買入れにあっては、7,000万円以上）のもの又は重要若しくは異例に属するもの」に改め、「出納局長（1件の金額が2億円以上5億円未満（公有財産の買入れにあっては、7,000万円以上5億円未満）のもの）」を削り、

審査課長（1件の金額が2億円未満（公有財産の買入れにあっては、7,000万円未満）のもの）	を	集中業務室長（1件の金額が5億円未満（公有財産の買入れにあっては、7,000万円未満）のもので会計管理者の指定するもの） 審査第一課長又は審査第二課長（1
---	---	--

件の金額が5億円未満（公有財産の買入れにあっては、7,000万円未満）のもので会計管理者の指定するもの に改める。 附 則 （施行期日） 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号、第14条第4号、第6号及び第8号並びに第119条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 この規則による改正後の北海道財務規則第147条第2号、第173条の2第1項及び第175条第1項の規定は、この規則の施行の日以後において行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前において行われた契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。 （北海道建設工事執行規則の一部改正） 3 北海道建設工事執行規則（昭和39年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。 別記建設工事請負標準契約書式契約書第33条第6項、第41条第2項及び第3項並びに第46条第3項中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。 （北海道建設工事執行規則の一部改正に伴う経過措置） 4 附則第2項の規定は、前項の規定による北海道建設工事執行規則の一部改正に伴う経過措置について準用する。	いて、主務課長等の指示に従い、適切に文書を作成しなければならない。 (1) 行政運営又は政策の基本的な事項を定める方針又は計画の策定又は改定 (2) 条例又は規則の制定又は改廃 (3) 他の行政機関又は民間の団体との申合せ等 (4) 個人又は法人の権利義務の得喪 (5) 附属機関（これに類するものを含む。）その他道の重要な政策事項に係る会議の開催 (6) 職員の人事に関する事項 別表の付表中「新幹線・交通企画局（地域交通課及び新幹線推進室を除く。）」を「交通政策局交通企画課」に、「新 交」を「交 通」に、「新幹線・交通企画局地域交通課」を「交通政策局新幹線推進室」に、「地 交」を「新 幹 線」に、 「 新幹線・交通企画局新幹線推進室 新 幹 線 」を 「 交通政策局物流港湾室 港 湾 航空局 航 空 」に、「地域づくり支援局」を「地域づくり支援局地域政策課」に、「環境局自然環境課」を「環境局生物多様性保全課」に、「自 然」を「生 物」に、 「 環境局地球温暖化対策室 環境局エゾシカ対策室 温 対 エゾシカ 」を 「 環境局エゾシカ対策課 環境局地球温暖化対策室 エゾシカ 温 対 」に、「食の安全推進局農産振興課」を「生産振興局農産振興課」に、「食の安全推進局畜産振興課」を「生産振興局畜産振興課」に、「食の安全推進局技術普及課」を「生産振興局技術普及課」に、 「 農業経営局農業経営課 農業経営局農業支援課 経 営 支 援 」を 「 農業経営局農業経営課 経 営 」に、「建設管理局建設政策課」を「建設政策局建設政策課」に、「建設管理局建設情報課」を「建設政策局施設防災課」に、「建 情」を「建 防」に、 「 建設管理局技術管理課 建 技 」
訓 令	
北海道訓令第4号 本 庁 出 先 機 関 北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成25年3月29日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道文書管理規程の一部を改正する訓令 北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。 目次中「第13条」を「第12条の2」に改める。 第3章中第13条の前に次の1条を加える。 （文書の作成） 第12条の2 本庁等の職員は、次に掲げる重要な意思の決定に関する事項その他の事項につ	

空港港湾局物流港湾課 空港港湾局空港活性化推進室 「 建設政策局建設管理課 」を「財務指導課」に、「局 検」を「局 財 指」に、 「 集中業務室審査課 」を 「 集中業務室審査第一課 集中業務室審査第二課 」 局 審 一 局 審 二」に改める。 附 則 この訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。	港 湾 空 港」を 建 管」に、「検査 局 審」を 局 審 一 局 審 二」に改める。
---	---